

審 査 基 準 表  
(再造林普及啓発事業)

| 審査項目         | 審 査 内 容                                         | 配点    | 総合    |
|--------------|-------------------------------------------------|-------|-------|
| 内容構成力        | ・事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。                           | 1 0   | 4 0   |
|              | ・業務委託仕様書を踏まえた内容で、再造林の重要性や伐採等の相談窓口が伝わる内容となっているか。 | 2 0   |       |
|              | ・計画的な業務スケジュールとなっているか。                           | 1 0   |       |
| 独創性          | ・提案内容に独創性があるか。                                  | 1 0   | 1 0   |
| デザイン力<br>・広報 | ・分かりやすく伝わり、県民等が興味・関心を持てるような魅力的な提案となっているか。       | 2 0   | 3 5   |
|              | ・効果的な広報展開により、県民の共通認識として周知することができるか。             | 1 5   |       |
| 運営体制         | ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されており、柔軟な対応が可能か。   | 1 0   | 1 0   |
| 経済性          | ・配点×全参加者の最低入札額／本提案者の見積額により加算                    | 5     | 5     |
| 合 計          |                                                 | 1 0 0 | 1 0 0 |

【審査方法】

- (1) プレゼンテーションは、1 者あたり説明20分、質疑 5 分の計25分とする。
- (2) 審査員は、各審査項目について総合的に審査し、5段階で採点する。
- (3) 全ての審査員の点数を合計し、最高点数の業者を受託候補者として決定する。
- (4) 審査の結果、合計点数が同じ場合は、以下の優先順位に従って受託候補者を決定する。
  - ① 合計点で最高点の評価をした審査員数が多い。
  - ② 「内容構成力」の最高点の評価をした審査員数が多い。
  - ③ 審査員が協議の上、受託候補者を決定する。
- (5) 提案者が1 者の場合は、提案者の合計点が満点（1 0 0 点×審査員数）の6割に達したときは、受託候補者とする。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案